

成年後見のご相談は

けんりょうご

秋田市権利擁護センターへ

☎018-862-0102

こんなことでお困りではありませんか？

障がいのある子と暮らしていますが、私たち両親がいなくなった後のことが心配です。



物忘れかしら…
いつの間にか高額な契約を何件もしてしまったけど、私はこれからどうしたらいいの…

親の物忘れが進んできた。通帳も印鑑もどこにしまったかわからないらしい。



頼る人がいないのだけれど私が認知症になったら誰が世話してくれるんだろう。

秋田市権利擁護センターでは、
皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう
「成年後見制度」の活用をお手伝いします。

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどで、契約行為や財産の管理などに支障のある方が不利益を被ることがないように、家庭裁判所への申し立てによりご本人を保護し、支援する人を選任する制度です。



成年後見制度を利用すると



Aさん

専門職以外にも社会福祉協議会やNPO等の法人も成年後見人等になれることを知りました。法人が選任されれば親亡き後も長期的・継続的に支援してもらえるので安心です。



Bさん

成年後見人等が高額な契約を取り消してくれました。お金の管理もしてもらうことになり、心配事がなくなりました。



Cさん

私が成年後見人等に選任されたので、親の思いや生活の様子を踏まえたうえで本人の預金の管理や、福祉サービスの利用手続きを行っています。



Dさん

専門職と任意後見契約をしました。支援内容を事前に決めているので、万が一認知症になっても安心して暮らせます。

秋田市権利擁護センターの役割 ～安心して制度を利用するために～

● 相談



高齢者や障がいのあるご本人やご家族、支援関係者から、成年後見制度の利用や権利擁護を目的とした相談を受け、解決に向けた支援をします。また、成年後見制度だけではなく、他の事業利用が望ましい場合も、その利用ができるようにお手伝いします。(日常生活自立支援事業等)

● 申立手続きのお手伝い

必要書類の確認や書き方等のアドバイスを行います。



● 後見人等のサポート

親族後見人等や後見人等として活動を予定されている方等への相談支援を行います。

● 地域・関係機関との連携

- ・後見人等選任前から選任後も、本人を中心とした権利擁護支援チームからの相談支援（チームがよりよく機能するためのコーディネート等）を行います。
- ・権利擁護支援を支える担い手の確保・活動推進に向け、関係機関とともに支援に取り組みます。

● 講演会・出前講座の実施

成年後見制度への理解を深めていただくため、出前講座やセミナーを開催します。地域での集まりや様々な団体からのご依頼をお受けいたします。



月曜日から金曜日まで（祝日および年末年始は除く）**9時～17時**

※窓口でのご相談は事前にご連絡をいただけるとお待たせすることなく対応できます。

社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会

秋田市権利擁護センター（相談料無料）

〒010-0976 秋田県秋田市八橋南一丁目8-2（老人福祉センター 1階）

TEL:018-862-0102

FAX:018-862-8900

URL

<https://www.akita-city-shakyo.jp/kenri-yougo>



HP



Facebook

